

# 介護ビジョン

5

CARE VISION

MAY 2014

わかる・使える・明日が見える  
人・モノ・カネ・情報を網羅した  
介護経営月刊誌

定価 1,296円

第2特集 介護事業者必見!

## 2014年版 助成金ガイド

総力  
特集

「介護職員100万人不足」は本当か?

人手不足を解消する  
**“非常識”経営**  
のススメ

# 請求そして「記録」も!

記録を期待して買ったのに、結局請求だけになってしまいませんか?

キャンビルプラスなら

タブレットで使える便利な  
記録の機能がたくさん!

紙に書いているような操作性で 「紙より簡単に」 登録可能。

※記録・タブレットはBlueOceanSystemsの機能と連携が必要です。

### 介護請求・業務支援サービス

キャンビルプラス

## Canbill Plus

- ISDN回線不要で国保連へ伝送可能
- 介護事業運営の為に必要な機能が充実
- サポート・保守料・バージョンアップ無料
- 事業所との情報連携が可能

※Canbill Plus で連携ネットを申し込まれている事業所様が対象です。

日本ケアコミュニケーションズ 検索

### 業務支援

ケアプラン作成  
(アセスメント・計画書)  
ヘルバースケジュール管理  
(シフト作成・時給・手当計算)  
他、各種帳票作成 等)

### 請求

国保連伝送請求  
利用者請求  
自動引き落とし 等

### 経営支援

入金管理  
統計分析  
法人本部管理 等

株式会社 日本ケアコミュニケーションズ  
tel.03-3662-3490 fax.03-3662-3491



図 税務調査で確認されるポイント

指摘内容	具体的な問題	罰金の内容
① 売上の漏れ	売上の計上が翌期になってしまった	過少申告加算税
	売上の計上が全くされていなかった	過少申告加算税 OR 重加算税
② 経費の適否	翌期以降の経費を当期末に経費処理してしまった	過少申告加算税
	経費そのものが事業に無関係だった	過少申告加算税 OR 重加算税

ま浪費・隠蔽してしまう悪質なケースもあります。この場合は、重加算税と呼ばれる罰金（追徴税額の35%）を負担することになります。

もちろん、偶然その日だけ帳簿をつけたのをうつかり忘れてしまったというケースであれば、過少申告加算税で留まることがありますが、継続して記載されていないと、故意に売上を除外したと認定されても反論するのが難しくなります。現金出納帳の記載は日々行なうようにし、記載漏れが起きないようにしましょう。

また、未収でも利用者負担金を売上計上することを忘れないでください。

#### 細かい確認も行われるので経費の扱いには細心の注意を

次は②の経費についてです。介護事業者に散見されるケースとして、求人広告費用などの経費を前払いして支払っていて、払ったときに経費処理していることがあります。税務の考え方は、支払えば直ちに経費となるのではなく、納品・サービスの提供を受けた時点で経費と認識します。そのため、求人媒体にお金を払っても、その求人広告が決算日時点ではネットや雑誌等に掲載されていない場合は経費と認められず、翌期の経費として扱われます。

節税を考えて、決算直前にいろいろな経費を支払うことはよくあります、決算日直前の支出は税務調査でもチェックされやすいので注意したいところです。また、最近の事例では、決算日の直前に購入したパソコンが決算日に稼働していたかどうかのチェックが行なわれます。

問題は、重加算税の対象となるケースです。経費そのものが事業に無関係な支出だったというのとは、通常は考えにくいのですが、現場が忙しいなかで、事業者個人の生활費がうつかり経費として紛れてしまい、そのまま帳簿に記載してしまうケースもあります。これについても注意が必要です。

「税務調査でチェックされる売上の漏れと経費の健全性」

わざとあることをチエックされるのかと身構えてしまいますが、基本はどういう業種であっても同じです。①売上の漏れがないか、②経費に不適切なものはないか、という2つの論点が中心となります。そして通常、前半は①、後半は②を重視的にチェックされます。また、①と②ともに、次ページの図のようにさらに2つに分けることができます。まずは、①の調査が行われるときのポイントを解説します。

## Q 介護事業所の税務調査事例①

知り合いの事業所が税務調査を受け、さまざまな問題点を指摘されました。事前に分かっていれば、日ごろから対策を練っておきたいと思いますが、介護事業所の税務調査は、どのように進められるのですか？ また、指摘を受けやすいポイントについて教えてください。

A 介護事業所に対する税務調査は、介護報酬収入の経理処理のチェックから始まります。介護事業所で指摘されやすいのは「売上の漏れ」と「経費の適否」です。

回答者／C-MAS 介護事業経営研究会名古屋栄支部 奥田正名

1970年生まれ。慶應義塾大学商学部卒業。税理士・社会保険労務士。介護事業者の税務・資金・労務問題をトータルでサポートできる事務所でありたいとの信念から、介護事業者に特化した事務所体制を構築している。

税理士法人ザイムパートナーズ（代表 奥田正名）  
〒460-0008 名古屋市中区栄2-8-12 伏見KSビル6F  
TEL: 052-223-1645 FAX: 052-223-1646  
URL: <http://www.zaimupartners.jp>



#### 税務調査でチェックされる 売上の漏れと経費の健全性

「税務調査」と聞くと、どのようなことをチエックされるのかと身構えてしまいますが、基本はどういう業種であっても同じです。①売上の漏れがないか、②経費に不適切なものはないか、という2つの論点が中心となります。そして通常、前半は①、後半は②を重視的にチェックされます。また、①と②ともに、次ページの図のようにさらに2つに分けることができます。まずは、①の調査が行われるときのポイントを解説します。

介護事業所に特有の事情として、国保連に介護報酬（9割部分）の請求をしても、実際に入金されるのは2カ月後になってしまふといふことがあります。税務調査では、この「もらっていいけど、請求は済んでいる売上」も、売掛金としてその年度に計上されてしまうことがあります。まずは、①のもうひとつの論点で、ある売上の計上が全くされていない請求（翌期にも計上されない）ですが、こちらは、通常現金でいたぐり利用者負担金が帳簿に正しく記載されているかが確認できます。日々介護の現場では「忙しい」と、帳簿処理が後回しになり、うつかり記載するかチェックされます。

3月決算の事業所であれば、4月と5月に振り込まれる介護報酬は、2月と3月の介護サービス分

の入金ですので、売掛金の計上を忘れないようしましょう。ちなみに、介護サービスの提供が済んでいるものについては、請求書発行を失念していても、売上として計上するよう求められるので、併せて気をつけておいてください。

通常、税務調査で売上の漏れが指摘された場合、このような翌期で売上計上が確認できる（いわゆる期ズレの売上）ときは、過少申告加算税という罰金がつきます。この罰金は最大で追徴税額の15%です。

さて、①のもうひとつの論点で、ある売上の計上が全くされていない請求（翌期にも計上されない）ですが、こちらは、通常現金でいたぐり利用者負担金が帳簿に正しく記載されているかが確認できます。日々介護の現場では「忙しい」と、帳簿処理が後回しになり、うつかり記載することを失念してしまったり、利得者からの回収の遅れが原因で記載されないなつたりすることがよくあります。まれに、利用者負担金を会社に入金せずに、そのまま